

第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(防災統括室、環境森林部、県土マネジメント部、ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。また、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。

第1 水道

水道事業者等は、震災発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進める。また、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

1 応急措置

水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に県及び市町村を含む関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとする。なお、相互応援協定に基づく広域的な支援の要請は、必要に応じて水道災害対策連絡会議（水道災害対策本部）を通じて県内市町村・国土交通省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対して行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第2 下水道

1 応急措置

(1) 緊急調査

下水道施設の管理者は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に県及び市町村を含む関係機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、ライフライン連絡協議会を通じ、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

(2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、近畿府県をはじめ、国の地方公共団体及び民間団体に支援を要請する。

2 応急復旧

(1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。

(2) ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の復旧に努める。被害の状況によっては最低限の処理をして放流する。また、燃料、消化ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。

(3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。

(4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に手配する。

第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災等、二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、県、消防機関、県警察に連絡し、付近住民へ広報する。

2 応急供給

(1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

(2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

(3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

(4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

(1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 電信電話施設（NTT西日本株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、こまどりケーブル株式会社）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、又は、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域災害時用公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する災害時用公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第5 都市ガス（大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）、大和ガス株式会社、桜井ガス株式会社、五条ガス株式会社、株式会社大武）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 臨時供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、優先度の高いものから臨時供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

(3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第7 関係機関の情報共有等

県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第20節 危険物施設等災害応急対策計画

(消防救急課、福祉保険部)

大地震機関の際に、危険物施設、高圧ガス・LPガス及び火薬類貯蔵施設について、県、市町村及び施設の管理者等は、周辺地域住民の安全を確保するため、関係団体と密接な連携を図り、適切な対応を講ずる。

第1 危険物施設

県、消防機関及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 県及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市町村、所轄保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
 - ② 通報者及び原因者
 - ③ 下流での水道水源の有無
 - ④ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
 - (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等

1 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。
また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。
- (2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。
また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。
- (3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- (5) 関係行政機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

2 LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

- (1) 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。
また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。
- (2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- (3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、あわせて、受入に必要な作業を行う。

3 県の対策

県は、所轄消防本部（局）、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁）へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

第3 火薬類貯蔵施設

県、市町村及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

1 事業者の応急措置

- (1) 事業者は、災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。
搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。

- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合は、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

3 県の対策

- (1) 県は、所轄消防(局)本部、警察等の関係防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）、消防庁）へ速やかに報告する。
- (2) 火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じ「火薬類取締法」に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。
- (4) 周辺住民に対する広報・周知を行う。

4 県警察の対策

- (1) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 避難誘導
- (3) 危険予防のための広報

5 消防機関（市町村）の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

第4 毒物・劇物保管施設

1 事故発生の場合の応急措置

- (1) 施設管理者
 - ① 保健所、警察及び消防署への通報
 - ② 中和剤による除毒作業
- (2) 県
 - ① 中和剤による除毒作業の指示
 - ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、水・大気環境課、農業水産振興課、県警察本部警備課、市町村）との連絡調整

- (3) 消防機関
 - ① 被災者の救出救助
- (4) 県警
 - ① 立入禁止区域の設置及び交通規制
 - ② 避難誘導
- (5) 市町村
 - ① 周辺住民に対する災害発生への広報活動

第5 放射性物質保管施設

県、市町村及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

第21節 水防活動計画

(県土マネジメント部)

大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、ダム等が損傷するおそれがあるため、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。

第1 監視警戒活動

1 河川・ダム及びため池等の管理者

大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは損壊するおそれがあるため、河川、ダム、砂防施設、ため池、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要な時は、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、必要な応急措置を講ずる。

点検にあたっては、液状化危険箇所では決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や交通遮断が懸念される道路と効用を兼ねる堤防を優先してひび割れ等の調査を実施する。

これら点検、調査は、震災初動体制マニュアル（奈良県県土マネジメント部）に基づき実施するものとし、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡する。

2 市町村（水防管理団体）

市町村は、大地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、砂防施設、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門、及び閘門の操作その他適宜に水防活動を行う。

第2.2節 地盤災害応急対策計画

(環境森林部、食農部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)

地震により大規模な地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

第1 初動応急対応

大規模震災により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

第2 砂防施設等

1 応急措置

(1) 砂防施設

① 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への連絡、通報

各施設管理者は、地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

② 被災地域の危険防止のための監視

各施設管理者は、地震により砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

① 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

各施設管理者は、地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

② 警戒避難の助言

各施設管理者は、地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者が行う警戒避難等に関する必要な措置の助言を行う。

③ 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

各施設管理者は、地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

④ 被災地の巡視等危険防止のための監視

各施設管理者は、地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

① 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

各施設管理者は、地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じたりした場合は、危険な箇所が存在する人家、集落、道路管理者等の関係機関への連絡、通報を行う。

② 警戒避難の助言

各施設管理者は、地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者が行う警戒避難等に関する必要な助言を行う。

③ 被災地域の危険防止のための監視

各施設管理者は、急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害が生じた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により、危険防止のための監視を行う。

2 応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮し、応急工事を適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動計画

県及び市町村は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。点検の結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜して混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対して適切な情報提供を行う。

4 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度5強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

暫定基準の設定は、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議により決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

第3 林道

1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害を調査し二次的被害の発生を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

林道を管理する市町村、森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は速やかに応急復旧工事を実施する。県は速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第4 治山施設

地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、市町村等関係機関と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査、危険度に応じて市町村等関係機関に連絡、通報すると共に復旧対策を講じる。

また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

第5 ため池への対応

1 県が実施する対策として

- (1) ため池が決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。
- (2) 応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関を指導し協力する。

2 市町村が実施する対策

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

3 関係機関が実施する対策

- (1) 管理団体は、ため池が決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。
- (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 市町村が実施する応急対策について協力する。
- (4) 二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

第6 宅地災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定の実施

県及び市町村の災害対策本部は、大規模地震で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、市町村において被災宅地危険度判定実施本部、県において支援本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する県又は市町村職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県は県及び市町村職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

(3) 近隣府県、国土交通省への支援要請

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、県は近隣府県へ被災宅地の危険度判定の支援若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。

第23節 消火活動計画

(消防救急課)

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防組織等などによって行われるものであるため、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第2 消防活動

1 消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となるのが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防ぎょ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 被災市町村は、自らの消防力では対応できない場合にあつては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- (1) 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請した市町村は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

4 他都道府県に対する応援態勢

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第24節 救急、救助活動計画

(消防救急課)

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

第1 救急活動

- 1 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- 2 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- 3 市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- 4 県及び市町村は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動

- 1 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- 2 市町村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- 3 市町村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

市町村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第25節 保健医療福祉活動計画

(福祉保険部、医療政策局)

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、福祉サービスの提供、こころのケアなど、保健医療福祉活動を実施する。

災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療福祉ニーズの変化に応じた対応を図る。

第1 保健医療福祉活動

1 市町村

- (1) 市町村は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療福祉調整本部に保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。
- (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに保健・医療・福祉ニーズを把握する。
- (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健・医療・福祉ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療福祉活動を行う。

2 県（保健医療福祉調整本部）

- (1) 県福祉保険部長は、奈良県保健医療福祉調整本部設置要綱に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部（本部長：福祉保険部長）を設置する。また、保健医療福祉調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に保健医療福祉調整地域本部（本部長：県保健所長）を設置する。

なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。

- (2) 保健医療福祉調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班を適宜編成する。
- (3) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療福祉ニーズを把握し、必要に応じて医療・福祉機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療福祉活動チーム（DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（JMAT（日本医師会災害医療チーム）、JDAT（日本災害歯科支援チーム）、災害支援ナース、薬剤師チーム等の県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。）、保健師等

支援チーム、J R A T（日本災害リハビリテーション支援協会）、J D A - D A T（日本栄養士会災害支援チーム）、D I C T（災害時感染制御支援チーム）、D W A T（災害派遣福祉チーム）、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療福祉活動を行うチームをいう。以下同じ。）の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療福祉活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療福祉活動の実施及び調整を行う。

- (4) 保健医療福祉調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。
- (5) 保健医療福祉調整本部は、市町村、保健医療福祉調整地域本部及び中核市保健所等と連携し、災害により失われた保健医療福祉提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。
- (6) 保健医療福祉調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療福祉調整本部設置要綱」に定める。
- (7) 保健医療福祉調整本部は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

3 県保健所（保健医療福祉調整地域本部）

- (1) 保健医療福祉調整地域本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。
- (2) 保健医療福祉調整地域本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉調整本部に報告する。また、保健医療福祉ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。
- (3) 保健医療福祉調整地域本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療福祉調整本部と連携して管轄地域における保健医療福祉活動を支援及び実施する。
- (4) 保健医療福祉調整本部は、地域における保健医療福祉活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県D H E A T等を受入れ、保健医療福祉調整地域本部に派遣する。

4 奈良市保健所及び奈良市（市災害対策本部）との連携

保健医療福祉調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療福祉活動を実施するために必要な保健医療福祉活動チームの派遣及び受援の調整を行う。

第2 医療機関への支援

1 医療情報の収集・伝達

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、E M I S（広域災害・救急医療情報システム）、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、

以下の内容を把握する。

- ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況
- ② 医療機関の稼働状況（医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否）
- ③ 必要とされる支援の内容

また、EMIS等により把握した情報を発信し、保健医療福祉活動に必要な情報の提供に努める。

2 入院患者の移送・病院避難

保健医療福祉調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送又は病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。

3 医療人材及び医療資機材の支援

保健医療福祉調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療福祉活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。

なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。

4 医療機関へのライフラインの確保

保健医療福祉調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料（重油、軽油）等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者に要請する。

第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援

県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者への対策として次の活動を行う。

1 人工透析患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療福祉調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

2 人工呼吸器等使用者への支援

(1) 情報の収集及び把握

保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療福祉調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導又は後方医療機関へ搬送する。

保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

3 その他の要継続的医療支援者への支援

(1) 情報の収集及び把握

保健医療福祉調整地域本部は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、又は継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療福祉調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。

(2) 医療支援

保健医療福祉調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

保健医療福祉調整地域本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

第4 小児・周産期領域の患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて収集した情報を集約

するとともに、小児・周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療福祉調整本部は、小児・周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。保健医療福祉調整地域本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

第5 DMAT及び医療救護班の活動

1 DMATの派遣調整

- (1) 保健医療福祉調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内にDMAT調整班を設置する。
- (2) DMAT調整班は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。
- (3) 県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。

※災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者。災害急性期においては、DMATの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う。

- (4) DMAT調整班は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。
- (5) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。
- (6) DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。
- (7) DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療福祉調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。

2 医療救護班の派遣調整

- (1) 保健医療福祉調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に班を編制する。保健医療福祉調整本部は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。

- (3) 保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。

3 県医療救護班の活動場所及び活動内容

保健医療福祉調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、班を編制する。

- (1) 保健医療福祉調整本部は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
- ① 負傷者の重症度判定（トリアージ）
 - ② 負傷者に対する応急処置
 - ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援
 - ④ 死亡の確認
 - ⑤ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）
- (2) 保健医療福祉調整本部は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
- ① 軽症患者に対する医療提供
 - ② 被災地の巡回診療
 - ③ D P A T、保健師チーム等との連携
 - ④ その他、必要に応じた医療提供

第6 保健医療福祉活動にかかる受援体制の整備

保健医療福祉調整本部は、県外から保健医療福祉活動チームの支援を受け入れるにあたり派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。D M A T等については下記に示す整備を図る。

1 D M A T

- (1) 他府県D M A Tを要請した場合、D M A T調整班は、必要に応じて、県保健医療福祉調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災拠点の中からD M A Tの参集拠点を指定する。
- (2) D M A T調整班は、被災状況とD M A T参集状況を把握し、D M A Tの派遣調整を行う。

2 医療救護班等

- (1) 保健医療福祉調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府

県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。

- (3) 保健医療福祉調整本部は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行う。
- (4) 保健医療福祉調整本部は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。

3 DHEAT

- (1) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、DHEATを保健医療福祉調整地域本部に重点的に派遣し、保健医療福祉活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。

4 保健師

- (1) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の応援派遣要請を行う。
- (3) 保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。

なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。

5 DPAT

- (1) 保健医療福祉調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療福祉調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (4) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況とDPATの参集状況を把握し、DPATの活動地域（派遣先）を割り当てる。

第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

1 後方医療体制の整備

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療福祉調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。

保健医療福祉調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

2 傷病者の搬送

保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。

- (1) 保健医療福祉活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。
- (3) 保健医療福祉調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。

また、保健医療福祉調整本部（DMA T調整班）は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）を広域防災拠点等に設置する。

広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部（DMA T調整班）を通じて行う。また、必要に応じて保健医療福祉調整本部も医療関係団体等と調整を行う。

- (4) 保健医療福祉調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。
- (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）又は和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療福祉調整本部（DMA T調整班）を通じて行う。
- (6) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。
- (7) 保健医療福祉調整本部は、搬送に際して可能な限りDMA T、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。

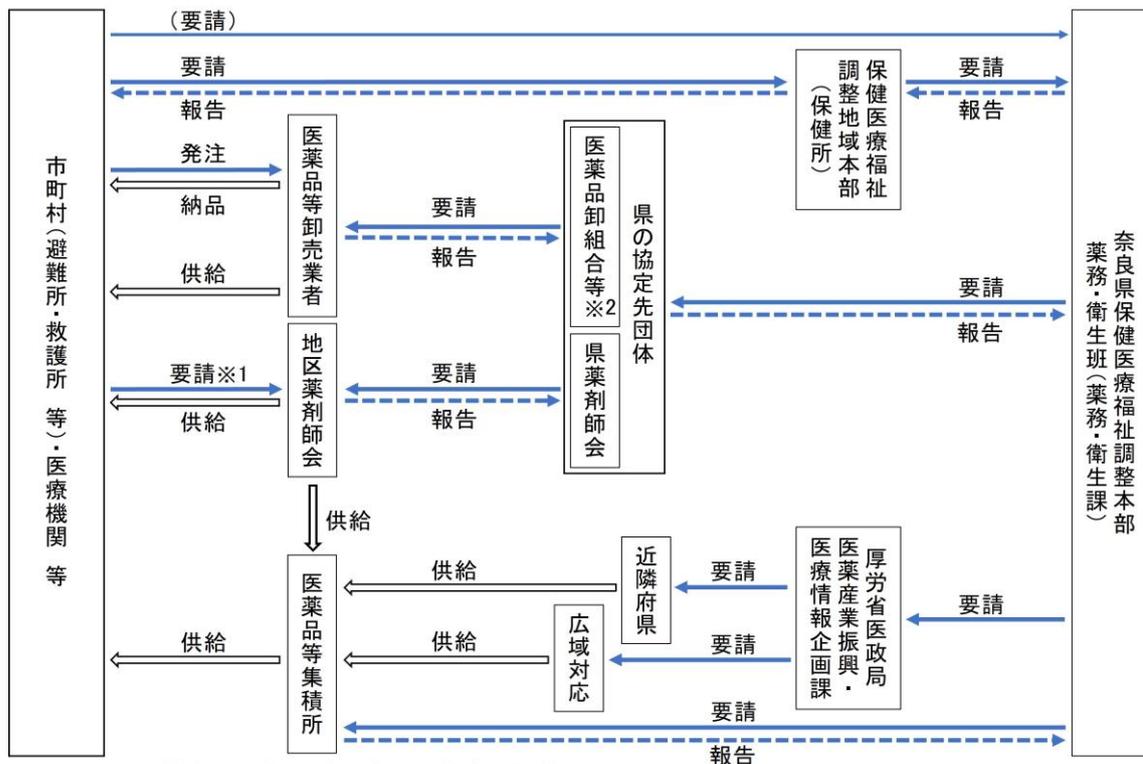
第8 災害時における医薬品等の供給体制

保健医療福祉調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療福祉調整本部内に班を編制する。災害薬事コーディネーターと連携（災害薬事コーディネーターは医薬品等の供給に係る助言及び調整の支援を行う。）し、保健医療福祉調整本部が把握した保健医療福祉ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班（県薬剤師会）を通して医薬品供給状況等の把握を行う。

下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。

1 医薬品等の要請・供給フロー

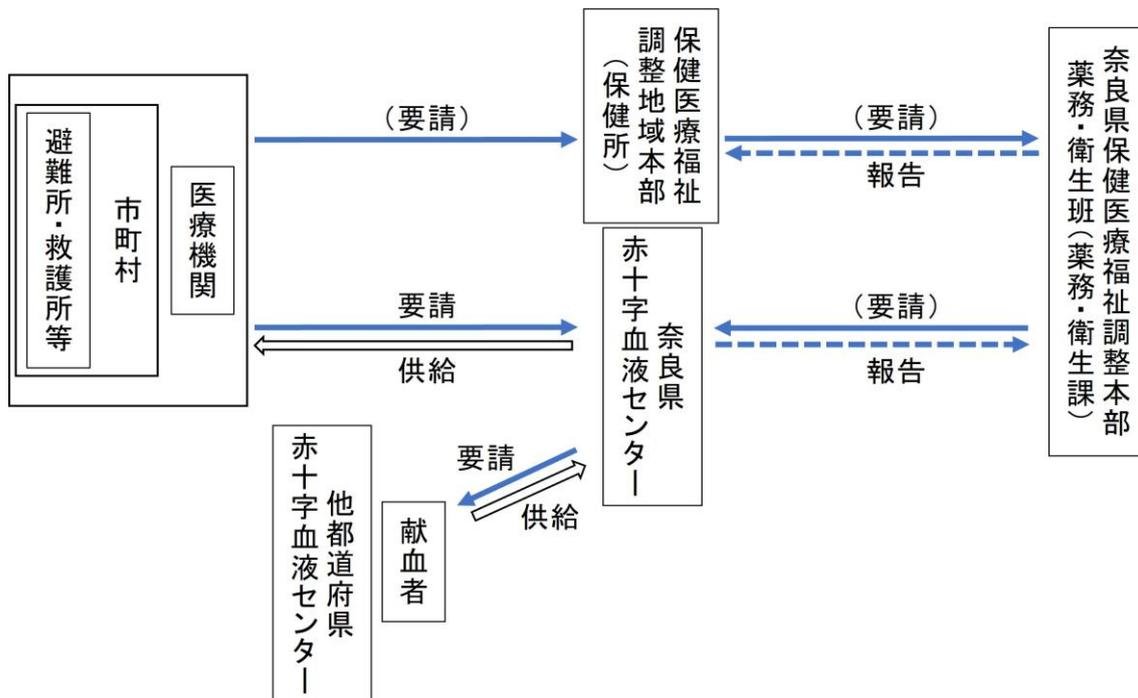
(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等



※1 市町村と地区薬剤師会との協定等があれば、それに基づく供給要請

※2 医薬品卸組合等: 奈良県製薬協同組合 (TEL:0745-62-3754,FAX:0745-63-0838)
 奈良県医薬品卸協同組合 (TEL:0742-61-2600,FAX:0742-61-6717)
 大阪医療機器協会奈良県支部 (TEL:0742-33-7180,FAX:0742-34-6609)
 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部 (TEL:0742-61-6145,FAX:0742-61-7833)
 近畿臨床検査薬卸連合会 (TEL:0744-23-1311,FAX:0744-23-6691)

(2) 血液製剤



2 災害時における関係者の役割分担

① 市町村

市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

なお、保健医療福祉調整本部は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第28節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。

② 県

(ア) 保健医療福祉調整本部は、災害発生場所等を考慮の上、あらかじめ定めた広域防災拠点等から医薬品等集積所を指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療福祉調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。

(イ) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

(ウ) 保健医療福祉調整本部は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。

③ 関係団体

医薬品卸組合等は、保健医療福祉調整本部から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」又は「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

④ 奈良県薬剤師会

(ア) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(イ) 奈良県薬剤師会は、保健医療福祉調整本部から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

(ウ) 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導、医薬品の管理等及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

⑤ 奈良県赤十字血液センター

(ア) 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

(イ) 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、速やかに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

⑥ 県保健所

保健医療福祉調整地域本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

第9 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

保健医療福祉調整地域本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。

保健医療福祉調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療福祉調整本部内に班を編成する。保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。

2 市町村からの要請に基づく派遣調整

- (1) 市町村は、必要に応じて保健医療福祉調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。
- (3) 保健医療福祉調整本部は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。
- (4) 保健医療福祉調整本部は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に保健師の応援派遣要請を行う。
- (5) 保健医療福祉調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。

3 避難所での保健活動

- (1) 市町村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ① 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
 - ② 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
 - ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された保健医療福祉調整地域本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。
- (2) 保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。
- (3) 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

4 在宅避難者等への支援体制の整備

- (1) 市町村は、在宅避難者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅避難者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態や多様なニーズの把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
 - ② 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
 - ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。

- (2) 保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等支援チームは、在宅避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

5 市町村への支援

- (1) 保健医療福祉調整本部は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉調整地域本部と連携して、市町村が把握した要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。
- (3) 保健医療福祉調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。

6 関係機関との連携、地域づくり

保健医療福祉調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

保健医療福祉調整本部、精神保健福祉センター、保健医療福祉調整地域本部、市町村等は、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

保健医療福祉調整地域本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 精神科病院等の被害状況の把握

保健医療福祉調整本部は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。

3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣

- (1) 保健医療福祉調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療福祉調整本部内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。
- (4) 県DPAT調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (5) 保健医療福祉調整地域本部は、避難所の状況や他の保健医療福祉活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。

4 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市町村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

5 相談支援等

保健師等支援チームは、DPA T等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、こども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

6 情報収集・発信

保健医療福祉調整本部及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健医療福祉調整地域本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

第11 医療関係機関・団体への協力要請

1 災害拠点病院・DMA T指定病院

県内の災害拠点病院及びDMA T指定病院は、被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

2 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療福祉調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。

また、必要に応じて、保健医療福祉調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネートチームを派遣する。

3 県医師会

県医師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（JMA T）を編成し、医療救護活動を行う。

4 県病院協会

保健医療福祉調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。

また、県病院協会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

5 県精神科病院協会

保健医療福祉調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。

県精神科病院協会は、保健医療福祉調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりDPA Tを編成し、災害精神医療活動を行う。

6 県歯科医師会

県歯科医師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

7 県薬剤師会

県薬剤師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

8 県災害支援ナース派遣協定締結施設

県災害支援ナース派遣協定締結施設は、保健医療福祉調整本部の要請及び「奈良県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。

9 県柔道整復師会

県柔道整復師会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。

10 医薬品卸組合等

県医薬品卸協同組合は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医薬品の供給等を行う。

県製薬協同組合は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。

大阪医療機器協会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医療機器等の供給等を行う。

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療福祉活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。

近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。

11 県栄養士会

県栄養士会は、保健医療福祉調整本部の要請及び「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、災害時栄養支援チームを編成し、避難所等における栄養・食生活支援活動を行う。

第26節 緊急輸送計画

(防災統括室)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ⑧ 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ① 上記1の続行
- ② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

(3) 第3段階

- ① 上記2の続行
- ② 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 防災関係機関の措置

- (1) 市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ① 輸送区間及び借上期間
 - ② 輸送人員又は輸送量
 - ③ 車両等の種類及び台数
 - ④ 集結場所及び日時
 - ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - ⑥ その他必要事項

2 県の措置

- (1) 市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は法第71条及び災害救助法第7条から第10条に基づく従事命令を発し緊急輸送に必要な車両等を確保する。
- (3) 知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。また、関係団体の意向を踏まえつつ、十分に調整を図る。この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会、奈良県倉庫協会等とする。

3 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

4 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

5 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 広域防災拠点の確保及び活用

県は、全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、あらかじめ指定された広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照）

2 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路の確保が重要である。

（「第2章第15節 緊急輸送道路の整備計画」参照）

3 航空輸送の確保

(1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機（ヘリコプター）による。

そのため、県は県消防防災ヘリコプター、県警のヘリコプター、自衛隊のヘリコプター、他府県の消防防災ヘリコプター、他府県警のヘリコプター、海上保安庁の航空機、日本赤十字社飛行隊、民間航空会社のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

(2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

（「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照）

第27節 災害警備、交通規制計画

(警察本部)

県警察は、地震災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。
また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

第1 災害警備

1 警備方針等

県警察は、大震災が発生した場合において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、警察力を最高度に発揮して、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

大震災の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- (1) 被害の実態把握
- (2) 被災者の救出救助及び被害の拡大防止
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導
- (5) 死体の調査等及び検視
- (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- (7) 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙
- (8) 地震に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

2 警備体制

県警察は、次の警備体制に従って災害警備活動を行う。

(1) 甲号体制

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合にとる体制をいう。

(2) 乙号体制

県内で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合で、相当な被害が発生したときにとる体制をいう。

(3) 丙号体制

県内で震度4、震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとる体制をいう。

(4) 支援体制

他の都道府県で大震災が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。

3 警備本部等の設置

(1) 県警察本部

① 甲号体制

県警察本部総合指揮室に震災警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。

② 乙号体制

県警察本部総合指揮室に震災警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。

③ 丙号体制

県警察本部警備課に震災警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。

(2) 警察署

県警察本部の設置区分に基づき、甲号体制又は乙号体制発令時は警察署震災警備本部を、丙号体制発令時は警察署震災警備連絡室をそれぞれ設置し災害警備活動を行う。

(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置

① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合

乙号体制に準ずる震災警備本部を設置する。

② 支援活動を実施する必要がある場合又は、支援活動を実施することが予想される場合

丙号体制に準ずる震災警備連絡室を設置する。

第2 交通規制及び緊急通行車両等

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

1 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、高速道路交通警察隊長及び警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑

に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(以下「通行禁止区域等」という。)

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(4) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。

(5) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

(6) 交通情報の収集

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

(7) 交通管制の機能確保措置

大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

① 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

② 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(8) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

① 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ)区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3 緊急輸送路を確保するための警備員の出動要請

- (1) 県警察本部長は、緊急輸送路を確保する場合において交通整理要員等が不足すると認めるときは、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人奈良県警備業協会に対して警備員の出動を要請する。
- (2) 出動した警備員は、緊急輸送路の各交差点等において交通誘導を行うものとし、管轄する警察署長は、当該警備員が所属する警備業者に対し、交通誘導方法等にかかる具体的な指示を行う。

(資料編「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」参照)

4 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

- (1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。
- (2) 緊急通行車両に該当する車両は、別記様式第4「緊急通行車両等確認申出書」に必要な事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所において申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。
- (3) 防災関係機関等は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。

5 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

- ① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
 - (イ)警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - (ロ)消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ハ)被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (ニ)災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (ホ)施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (ヘ)清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (ヘ)犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - (コ)緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ)その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用さ

れる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 事前届出の申請手続き

① 申請者

緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前届出については交通規制課でも可）

③ 申請書類等

(ア)別記様式第1「緊急通行車両等事前届出書」2通

(イ)指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあつては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両等事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式「標章」の交付を受ける。

6 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

(1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会又は知事が行う。

(2) 規制除外車両に該当する車両は、別記様式第10「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

(3) 防災関係機関等は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

7 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

① 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両

② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (2) 事前届出の申請手続き
- ① 申請者
規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）
 - ② 申請先
事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前提出については交通規制課でも可）
 - ③ 申請書類等
 - (ア)別記様式第6「規制除外車両事前届出書」2通
 - (イ)医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類
 - (ロ)医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類
 - (ハ)患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては、車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの
 - (ニ)建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては、車検証及び車両の写真
 - (ホ)重機輸送用車両にあつては、車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。）
- (3) 規制除外車両事前届出済証の交付
審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置
交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を提示し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

別記様式第4（第4関係）

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 （電話） 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（ ） —
	氏名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1（第2関係）

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者			住 所 () 局 番
			氏 名
出 発 地			
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。			

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9（第6関係）

第 号	
年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書	
奈良県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号	
車 両 の 用 途	
使用 者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第 10（第 7 関係）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 （電話） 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（ ） —
	氏名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6（第5関係）

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第28節 食料、生活必需品の供給計画

(防災統括室、福祉保険部、産業部、食農部、日本赤十字社)

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下「物資」という)の供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第1 県、市町村、住民の役割分担

- 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた食料を使用する。また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- 2 市町村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市町村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設やノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 3 県は、市町村からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 4 県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するものとする。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

- 1 市町村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 市町村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- 3 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 物資の供給

災害発生時において、県及び市町村が行う物資の供給は、次により行う。

- 1 市町村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
- (2) 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
- (3) 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
- (4) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- (5) その他、物資の供給に必要なことを定める。

2 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 物資の供給の方法及び体制等を決定する。
- (2) 近畿府県間等の応援協定に基づく、応援実施方法等を決定する。
- (3) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- (4) その他、物資の供給に必要なことを定める。

第4 食糧（米穀）の供給

市町村は、食糧の備蓄を行うか、災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、市町村は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

県は、市町村から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達するものとする。

また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害における供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。

市町村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

第5 救援物資への対応

1 市町村は、市町村地域防災計画において「救援物資対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により以下のとおり受入・管理体制及び事務処理環境を整える。

- (1) 市町村は、救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定する。
- (2) 市町村は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

2 県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労

力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、あわせて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。

- (1) 県は、救援物資の受入場所として、広域防災拠点が活用できるよう、整備を図る。
また、県・市町村施設だけでなく、民間施設を活用等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。
- (2) 県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する物資拠点へ直接配送されるように調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。
- (3) 県は、物資拠点における要員を確保し、被災状況に応じて民間施設を活用等する等して、早期に救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

○資料編参照関係資料

1 食料供給計画資料（主食の調達先等）

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- (2) 災害救助用米穀の引渡方法に係る具体的な事務手続きについて
- (3) 災害時における米穀供給の連絡先一覧表
- (4) 農林水産省農産局長緊急時連絡先

2 生活必需品等物資備蓄資料

第6 日本赤十字社による救助

日本赤十字社は、災害により罹災した者及び死亡した者の遺族に対し支給する。

1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛 布	4～5月・10月：1人に対して1枚 11月～翌3月：1人に対して2枚
タオルケット	6～9月：1人に対して1枚
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
ブルーシート	1世帯に対して原則1枚
バスタオル※	1人に対して1枚
布 団※	1人に対して1組

2 床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

3 死亡者の遺族 弔慰金1人20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

（資料編「医療助産計画資料：日赤奈良県支部備品等一覧表」参照）

第29節 給水計画

(環境森林部、ライフライン関係機関)

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

第1 実施体制

1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として水道事業者等が行うものとするが、被災水道事業者等において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の水道事業者等の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が水道事業者等の相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

災害発生からの日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

4 拠点給水等

(1) 市町村は、各水道施設（浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施

- 設、学校、市町村役場等の所在を配慮した配水体系を検討する。
- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、給水拠点を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第2 飲料水等の確保

- 1 県は、水道事業者等に対して、連絡調整を行うとともに応急用飲料水の衛生指導を行う。
- 2 市町村は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- 3 市町村及び水道事業者等は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

第3 給水方法

- 1 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- 4 要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

第4 給水応援

- 1 市町村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
 - (1) 給水を必要とする人員
 - (2) 給水を必要とする期間及び給水量
 - (3) 給水する場所
 - (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
 - (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
 - (6) その他必要な事項
- 2 県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、自衛隊に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。
水道災害対策連絡会議（水道災害対策本部）は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、国土交通省、他府県、日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

第30節 防疫、保健衛生計画

(知事公室、福祉保険部)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

1 実施責任者

(1) 市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、保健所を通して県に要請し、応援を得て実施する。

(2) 県

県は、市町村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

2 防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

なお、被害激甚な市町村に対しては、県又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

第2 食品衛生対策

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて、被災地域が広域に及ぶ等の理由から管轄保健所のみでは十分な対応ができないと認めるとき又は管轄保健所長から食品衛生監視員の派遣要請

があったときは、食品衛生監視員を中心とした食品衛生監視班を編成し、派遣する。

派遣された食品衛生監視班は、被災地の管轄保健所長の指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等により次の事項について現地指導を徹底し、食中毒の発生を防止する。

(1) 食品衛生関係営業施設の監視指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、停電や浸水等により腐敗、変敗した食品が供給されることがないように監視指導を行う。

(2) 食品（救援物資等）の衛生指導

救援物資等食料供給基地での食品の期限表示等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行うとともに、避難所等の食品取扱者及び食品の配布を受けた被災者等に対して、食品の取扱いに関する情報提供及び衛生指導を行う。

(3) 臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の衛生指導

食品取扱者に対して衛生指導を行い、食品を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している者が食品の取扱いに従事しないように指導する。

(4) 飲料水（水道水）の簡易検査

停電や配水管の損傷等に伴い、水道水の消毒不足又は水道の断水が発生した場合に、消毒効果の簡易検査を行う。

3 食中毒発生時の対応

県は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。

(1) 食中毒調査

① 喫食者調査

原因と考えられる食品を喫食した者を対象に、喫食状況及び症状等の疫学調査を行う。また、有症者に対して、必要に応じて検便を行う。

② 施設調査

原因と考えられる施設に対して、食品の調理、保管等の状況及び食品取扱者の健康状況を調査する。また、必要に応じて、食品検査及び食品取扱者の検便を行う。

(2) 拡大防止措置

食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかける。

(3) 支援要請

必要に応じて他府県に支援を要請する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 市町村

市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

医薬用の消毒薬等は、本章第25節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第28節第1の3に基づき確保・供給する。

なお、県の対応能力のみでは十分でないとき等、必要に応じて、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

第4 家庭動物（ペット）の災害対策

1 奈良県動物救護本部の設置

県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- (2) 傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
- (3) 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- (4) 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- (5) その他、救護本部が定めた事業

2 飼養者の責務

家庭動物（ペット）の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

3 特定動物の逸走対策

※ 法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等）

県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講ずる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

第5 生活衛生対策

県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講ずる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第31節 遺体の火葬等計画

(医療政策局、警察本部)

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

第1 遺体の搜索

市町村等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、県民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市町村に提供するよう努める。

第2 遺体の収容

- 1 警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市町村）に引き渡す。
- 2 市町村は、遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

第3 遺体の処理及び火葬等

- 1 市町村は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。
また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- 2 市町村は、遺体の搜索・処理・火葬等について、市町村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
 - (2) 搜索地域
 - (3) 火葬等施設の使用可否
 - (4) 必要な搬送車両の数
 - (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

- 1 県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- 2 県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬等の受け入れを要請する。
- 3 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

- 4 市町村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- 5 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、市町村で対応できない場合には、各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

第5 遺体の保存

県は、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のため、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定に基づき、市町村からの要請があれば、各団体にドライアイス及び棺等必要な資材並びに役務の提供を要請する。

第3.2節 廃棄物の処理及び清掃計画

(環境森林部)

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 がれき等の処理

倒壊・焼失家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、倒壊・焼失家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

(2) 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

(イ) 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ) その他必要な事項

(オ) 連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア) がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

(イ) がれき等の処理に必要な資機材等の提供

(ウ) がれき等の処理に必要な職員等の派遣

(エ) その他がれき等の処理に関し必要な行為

2 県

(1) 情報収集等

災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。

がれき等の発生状況から建築物等の倒壊・損壊の被害が大きい地域およびアスベストの露出等の情報収集を行い、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者や周辺住民等へアスベストのばく露防止に関する注意喚起を行う。また、飛散防止の指導や環境モニタリングの実施を行う地点の優先順位の決定を行う。

(2) 広域支援

被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体、機関等による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。

第2 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、ごみの流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

(3) 広域支援

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 1. 市町村 (3) 広域支援」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

(資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「一般廃棄物処理施設一覧表」、「ごみ収集資機材の保有状況」参照)

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第3 し尿処理

倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策に

ついて定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊・焼失家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア) 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(イ) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(ウ) その他必要な事項

(エ) 連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア) し尿の処理（収集、運搬、処理等）

(イ) し尿の処理に必要な資機材等の提供

(ウ) し尿の処理に必要な職員等の派遣

(エ) その他し尿の処理に関し必要な行為

（資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「し尿収集資機材の保有状況」参照）

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「し尿」に読み替える。

第4 廃棄物処理施設の復旧

市町村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第5 災害廃棄物対策本部の設置

県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）に基づき、水循環・森林・景観環境部長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。

第6 市町村への緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、平時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。

- (1) 緊急支援要員は、大規模災害発生により県に災害廃棄物対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めるときには、原則として、速やかに県庁廃棄物対策課に参集する。
- (2) 緊急支援要員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村において活動するものとする。ただし、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。
- (3) 緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。
 - ① 災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集
 - ② 市町村が実施する災害廃棄物処理への支援
(仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等)

第7 県による実行計画の作成・推進（広域・長期処理の対処）

災害により排出される廃棄物が広域かつ大量に発生し、その処理に長期間を要する場合、県は、被災市町村の要請を受けて、国及び他府県等に支援を要請しつつ、県内市町村、関係団体・機関等との総合調整を行いながら、廃棄物の具体的な処理方法（仮施設、仮置場等を含む）を定める実行計画を作成し、推進する。

第33節 ボランティア活動支援計画

(地域創造部、関係部局)

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるようボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努めるものとする。

また、県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

第1 災害ボランティア本部の設置

- 1 県は、県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、奈良県災害ボランティア本部は、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携して、市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 2 市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、市町村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

第2 ボランティアの受け入れ対応

- 1 市町村は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- 2 県は、被災市町村でのニーズの把握に努め、災害対策本部及び被災市町村と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。
- 3 県は、「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行う。
- 4 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るため、県域で活動する災害中間支援組織（奈良防災プラットフォーム連絡会）との連携体制の強化に努める。また必要に応じて全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に把握・調整するため、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

- 5 県及び県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 情報収集・情報提供

- 1 県は、災害ボランティア本部及び被災市町村災害ボランティアセンター、ボランティア団体・NPO等関係機関・関係団体から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報・交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供に努める。
- 2 市町村は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市町村災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。
- 3 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ICTやSNSの活用を図る。

第34節 災害救助法等による救助計画

(防災統括室、福祉保険部)

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

第1 救助

県は、災害により一定規模以上の被害が発生した市町村に対して災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び出産
- 5 被災者の救出
- 6 福祉サービスの提供
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9 学用品の給与
- 10 埋葬
- 11 死体の捜索及び処理
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 適用基準

県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から5のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めるときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。

- 1 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ「市町村災害救助法適用基準 表1」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 2 県全体の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市町村の住家の滅失世帯数が「市町村災害救助法適用基準 表2」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 3 県全体の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること。又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

- 5 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

第3 適用手続

1 県

知事は、市町村長等から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

2 市町村

- (1) 市町村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。

- (2) 報告を必要とする災害

市町村は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- ① 災害救助法の適用基準に該当するもの
- ② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- ④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- ⑤ その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施機関

1 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について市町村との意見交換を行うとともに、事務委任制度の活用に向けて検討を進める。

なお、災害救助法を適用する場合で以下の事項に該当する時は、知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任することとする。

- (1) 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であること。

2 市町村

市町村は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し報告することとする。なお、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の

実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが出来る。

3 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町村が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、他の市町村は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び機関等は施行細則により定める。

しかしながら、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することにする。

第6 費用

災害救助法第18条により、救助に要する費用は県が支弁する。

但し、同法第21条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。

第35節 文教対策計画

(地域創造部、教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。
また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。
あわせて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

第1 児童、生徒等の安全確保

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1) 防災体制に関する内容

- ① 校内の防災組織（平時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- ② 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ③ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

- ① 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- ② 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ③ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

- ① 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ② 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ① 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- ② 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ③ 児童・生徒等の安否確認
- ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
 - ① 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
 - ② 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
 - ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
- (6) 学校等が避難所になった場合の対応
 - ① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
 - ② 施設開放区域の明示
 - ③ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第2 応急措置

1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

- (1) 校内での応急対応
 - ① 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
 - ② 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
 - ③ 非常持ち出し品の搬出を指示
 - ④ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
- (2) 登下校時の応急対応
 - ① 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
 - ② 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
- (3) 学校行事（校外）における応急対応
 - ① 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - ② 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

- (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会総務課長へ報告する。
- (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会総務課長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。
- (4) 公立大学法人附属学校は、被害状況等を県公立大学法人担当課長へ報告する。

第3 応急教育

1 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校又は短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

- ① 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。
災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
- ② 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。
- ④ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

- ① できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- ② 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- ③ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

3 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

第4 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

- (1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を

市町村教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書の確保が困難な市町村に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な市町村に対して給与するため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

2 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免の措置を講ずる。

3 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

4 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第36節 文化財災害応急対策

(地域創造部)

文化財への応急措置及び復旧対策は、被害の拡大防止を第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないようにしなければならない。また、復旧対策については、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 災害状況の把握

- 1 指定・登録・選定された文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに市町村（市町村教育委員会を含む。）を通じて県へ報告する。
- 2 県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財等については直ちに文化庁に報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

- 1 県は、被害の通報受理後、係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財等については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。
- 2 現地調査を行い、必要に応じて所有者及び管理者に応急措置を講ずるよう指導する。なお、国指定文化財等の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告し、地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。

第3 復旧対策

所有者及び管理者は、別表「災害種別文化財災害応急処置」により、被害状況の調査結果をもとに、復旧費用を含めた復旧事業計画の策定を行う。県は、市町村（市町村教育委員会を含む。）とともに、所有者及び管理者に対して指導・助言、並びに法令上の手続きの支援を行う。

なお、国指定文化財等については、文化庁の指導を受ける。地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。

（「第3章第16節 建築物の応急対策計画」参照）

第4 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県は「近畿圏危機発生時の相互応

援に関する基本協定」及び「関西広域連合と鳥取県との危険発生時の相互応援に関する覚書」に基づく、本県を除いた近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。

1 事前準備

県は、被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前に指定文化財目録等を整備し近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等に送付し、災害発生前から基本データの共有を図る。
- (2) 目録は、個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
- (4) 災害時に迅速な情報交換が可能となるように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

2 支援要請

- (1) 県は、災害時において、被害状況から応援が必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関西広域連合と連絡調整を行う。
- (2) 必要とする応援の内容については、関西広域連合に対し、文書により要請を行うものとする。ただし緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は、原則として応援を受ける本県の負担とする。

3 被害状況調査

- (1) 県は、近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について、協議を行う。
- (2) 文化財の指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は、共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

4 復旧計画の立案・実施

県は、被害状況調査後に行う調査結果の集積と分析をふまえ、復旧事業計画を立案及び実施する場合においては、必要に応じ近隣府県等と再度協議し、応援を要望する。

災 害 種 別 文 化 財 災 害 応 急 処 置

災 害 種 別	応 急 措 置
1. 震災	<p>1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講ずる。</p>
2. 火災	<p>1. 焼 損 被害状況を写真で記録する。素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。</p> <p>3. 水 損 通気を良くし、自然乾燥を旨とする。美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。</p>
3. 全般	<p>被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。</p>